

各国立大学学長
各大学共同利用機関機構長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

下 間 康 行
(公 印 省 略)

国立大学法人等の施設整備に係る P F I 事業及び
公共施設等運営事業の推進について（通知）

国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。以下同じ。）の施設整備に係る P F I 事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」の制定以降、「P P P / P F I 推進アクションプラン（平成 28 年 5 月 民間資金等活用事業推進会議決定）」等を踏まえ、これまでも積極的に検討・導入されてきたところです。

この度、令和 4 年 6 月 3 日に「P P P / P F I 推進アクションプラン(令和 4 年改定版)」(以下「アクションプラン」という。)が決定され、別紙のとおり、大学施設についても重点分野として位置づけられ、P F I 事業及び公共施設等運営事業（以下「コンセッション事業」という。）についてより一層推進することとされました。

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 閣議決定）」に基づき策定された「第 5 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画（令和 3 年 3 月 文部科学大臣決定）」においては、産業界や自治体など様々なステークホルダーが共創・交流することで新たな価値を創造できる共創拠点（イノベーション・コモンズ）実現に向けた施設整備を推進することとされており、官民連携による整備の推進はこれに資するものであると考えています。

このため、文部科学省においては、今後の国立大学法人等の施設整備に係る P F I 事業及びコンセッション事業に関する取組について、下記の対応方針のとおり推進することとしましたので通知します。

ついては、各国立大学法人等におかれては、今後の施設整備に当たり、本対応方針を踏まえ、P F I 事業及びコンセッション事業の検討・導入について、積極的に推進していただくようお願いします。

記

1. P F I 事業への対応方針

国立大学法人等施設において、施設整備費補助金を財源として実施する一定規模を超える新築・改築事業については、令和6年度当初予算の要求事業よりP F Iによる施設整備を原則とし、当初予算による割賦払いを通じて計画的に整備する。

具体的な対象は以下のとおり※¹とし、段階的にP F I事業の取組を推進する。

(1) 新築・改築事業（施設整備費補助金20億円以上の規模の事業）

P F I事業の実施を原則とし、V F M調査等の実施によりV F Mの発現が確認できた事業についてはP F Iによる施設整備を実施する。

(2) 新築・改築事業（施設整備費補助金10億円～20億円未満の規模の事業）

サウンディング等の実施によりP F I事業への事業者の参入が見込まれる場合、V F M調査等の実施によりV F Mの発現が確認できた事業についてはP F Iによる施設整備を実施する。

※1 改修事業（国土強靱化を含む）、基幹環境整備等は要件化の対象から除外

2. コンセッション事業への対応方針

収益を伴う施設※²の整備事業について、「P F Iによる施設整備及びコンセッション事業」の検討を促進するため、以下の取組を実施する。

- ・ 先行事例（沖縄科学技術大学院大学の寄宿舍事業）等の周知
- ・ 検討を行う国立大学法人等に対し、導入可能性調査等の実施経費を支援予定（令和5年度より新たな支援策を検討中）
- ・ 事業を実施する国立大学法人等に対して、収益を伴う施設と一体的に運営される学内外関係者が共創・交流活動等を行う空間の整備を支援（施設整備費補助金）

※2 収益を伴う施設の例：学生等寄宿舍（福利厚生施設や駐車場の整備を含めて検討）

（添付資料）

別紙：「P P P / P F I 推進アクションプラン（令和4年改定版）」等（抜粋）

【担当連絡先】

大臣官房文教施設企画・防災部計画課整備計画室企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線3247）

Mail：keiseibi@mext.go.jp